

学校施設環境改善交付金の交付が過大

3件 不当金額(支出) 2034万円
(前年度 3件 2083万円)

1 交付金の概要

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額(以下「交付対象工事費」)に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている。

交付対象事業は、小学校、中学校等の建物で構造上危険な状態にあるものの改築事業(以下「危険改築事業」)、教育を行うのに著しく不適当な小学校、中学校等の建物で特別の事情のあるものの改築事業(以下「不適格改築事業」)、小学校、中学校等の建物等の大規模改造で、教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事等の質的整備を行う事業(以下「大規模改造(質的整備)事業」)等となっている。

交付対象事業のうち、危険改築事業及び不適格改築事業で、交付申請時に配分基礎額に加算した施設の解体及び撤去費については、実績報告時に契約後の金額により再計算することとなっている。

交付対象事業のうち、大規模改造(質的整備)事業で、自動ドア、スロープ等の障害児等対策施設整備工事の配分基礎額は、実績報告時に契約後の金額により再計算することとなっている。また、トイレ改修工事を実施する場合、配分基礎面積を超える面積分の工事費については、交付対象外工事費として、事業全体の工事費から除外して交付対象工事費を算定することになっている。

2 検査の結果

3府県の3市において、施設の解体及び撤去費等を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定したり、配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定したりしていたため、配分基礎額又は交付対象工事費が過大に算定されており、交付金計2034万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付対象事業の 種別	年度	交付金の交 付額	不当と認め る交付金の 交付額	摘 要
茨城県	常陸大宮市	危険改築事業、 不適格改築事業	平成 27、28	2億6670万 円	804万 円	施設の解体及び撤去費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
京都府	八幡市	大規模改造(質的 整備)事業	28、29	3968万	289万	障害児等対策施設整備工事に要した経費を契約後の金額により再計算せずに配分基礎額を算定していたもの
佐賀県	鳥栖市	同	28	6823万	941万	配分基礎面積を超える面積分の工事費を事業全体の工事費から除外せずに交付対象工事費を算定していたもの
計	3事業主体			3億7462万	2034万	